公益財団法人 知床財団
役員及び評議員等の報酬・費用弁償に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人知床財団定款（以下定款という。）第１３条、第３０条及び第４５条の規定に基づき、本財団の理事、監事、委員及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、定款第２４条により置かれる理事及び監事をいう.

（２）　常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）　非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（４）　評議員とは、定款第１０条により置かれる者をいう。

（５）　委員とは、定款第第４５条により置かれる者をいう。

（６）　報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬であって、費用とは明確に区分されるものとする。

（７）　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員には、年間総額 500 万円を上限として、理事会で定めた定例役員報酬を支給する。

３　評議員、非常勤役員及び委員が会議等の招集に応じたときは、日額 6,500 円を上限に支給することができる。

（定例役員報酬の支給）

第４条　定例役員報酬の支給日、支給方法並びに定例役員報酬より控除する額等の支給に関する詳細は、「公益財団法人知床財団 給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

（費用の支給）

第５条　評議員、非常勤役員及び委員の費用の支給については、「公益財団法人知床財団職員の旅費規程」を準用する。

２　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、「給与規程」に準ずる。

（改正）
第６条　この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　この規程の改正は、平成 28 年 5 月 29 日から施行する。
３　この規程の改正は、令和 7 年 6 月 14 日から施行する。